

# 町田市障害福祉サービス事業所等 災害時情報伝達マニュアル

2025年1月 改訂  
町田市

## 《マニュアルの前提》

### (目的)

本マニュアルは、大規模な地震等の災害発生時、町田市内障害福祉サービス事業所及び障害者支援施設（以下「事業所」という）の事業継続・復旧支援、要配慮者の避難確保・応急支援、二次避難施設の開設・運営等に必要な情報について、市と事業所が迅速かつ正確に共有・連携することができるよう、災害時における市と事業所の情報伝達に係る基本的な事項を定めることを目的とする。

### (対象の災害)

本マニュアルは、以下の場合に発動する。

- 1 市内で震度5強以上の地震が発生したとき
- 2 市内で台風等による災害が発生し、または発生が予見され、市から被災状況等の情報伝達に関する要請があったとき

### (対象の事業所)

市内に住所を有し、下記サービス等を提供する事業所は、本マニュアルに基づき、市と情報共有・連携を図るものとする。

分類	サービス種別等
障害福祉サービス 事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護（医療に係るもの）を除く。）、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）（宿泊型自立訓練を含む）、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助

障害者支援施設	施設入所支援
地域相談支援	地域定着支援
移動支援事業	移動支援事業

### (対象の利用者)

利用登録している者は、発災時に事業所(施設)にいない場合でも全員安否確認を行うものとする。

## 1 事業所から市への情報伝達

### (1) 地震災害時の情報伝達の流れ

	事業所	二次避難施設
地震発生	震度5強以上の地震で本マニュアルを発動する。 職員・施設内利用者の安否、建物・設備の被災状況等を確認する。 できる限り施設内利用者以外の登録利用者の安否確認に努める。	
24時間	様式1・2で市へ報告	様式1～3で市へ報告
48時間	被災状況等に変更が生じた場合は 様式1・2で市へ適宜報告。	二次避難施設の開設に向け、様式1～3で市と適宜情報共有・連携。
72時間	被災状況等に変更が生じた場合は 様式1・2で市へ適宜報告。	二次避難施設の開設に向け、様式1～3で市と適宜情報共有・連携。
1週間	緊急事態等の場合に限り、様式1・2を用いて適宜市へ報告。	二次避難施設開設後、24時間毎に様式3で開設状況を市へ報告。

#### ※ 伝達手段

様式1「災害時伝達票」、様式2「利用者安否報告票」は電子メールに添付し報告。利用できない時はファックスで報告。

様式3「二次避難施設連絡票」はグラファー（PCまたはスマートフォンでオンライン申請ができるサービス）に入力し報告。利用できない時は電子メール、ファックスで報告。

### (2) 地震以外の災害発生時

市内で台風等による災害が発生し、または発生が予見され、市から被災状況等の情報伝達に関する要請があったときは、電子メールまたはファックスにて被災状況等を市へ報告する。

※ 報告の期日や報告様式等の詳細は、災害の状況に応じ、市から個別に要請するものとする。

### (3) 情報の伝達先

電子メール	町田市福祉対策部 fukushi_saigai@city.machida.tokyo.jp
(ファックス)	地域福祉部指導監査課 050-3085-0996 ※電子メールが使用不可の場合
グラファー (二次避難 施設のみ)	<a href="https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/nijihinanshisetsu">https://ttzk.graffer.jp/city-machida/smart-apply/apply-procedure-alias/nijihinanshisetsu</a> 

※ 通信ツールの不通・集中等により、所定時間内の報告ができない場合は、復旧し次第直ちに報告するものとする。

## 2 市から事業所への情報伝達

市は全事業所に対し、事業所の事業継続・復旧支援、要配慮者の避難確保・応急支援、二次避難施設の開設・運営等に係る情報を、適宜電子メールにて周知する。

また、二次避難施設の開設・運営に向けた調整等、個別の事業所へ連絡が必要な場合には、下記の手段にて伝達する。

優先順位	伝達手段	備考
1 位	電子メール	緊急を要する場合は、電話と併用する。
2 位	ファックス	緊急を要する場合は、電話と併用する。
3 位	電話	